

## 令和5年度火山噴火緊急減災対策業務委託（R5補正－1工区） 特記仕様書（案）

### 第1章 総則

#### 第1条 適用範囲

本特記仕様書は、鹿児島県砂防課が実施する「令和5年度火山噴火緊急減災対策業務委託（R5補正－1工区）」に適用する。

#### 第2条 適用仕様書

本業務の遂行にあたっては、この特記仕様書及び鹿児島県土木部制定「設計業務等共通仕様書」（令和4年4月改訂）、「鹿児島県公共測量作業規程」（平成20年10月改訂）、「砂防事業設計積算基準」（平成29年10月改訂）、国土交通省策定の「国土交通省河川砂防技術基準 調査編」（令和5年5月版）、砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン（案）（令和4年3月水管理・国土保全局砂防部保全課）、その他関係する指針・示方書によらなければならない。また、参考文献等使用の場合は、その出典を成果品に明記すること。

#### 第3条 前払金・部分払い

本業務は、保証事業会の保証がなされている契約金額100万円以上のものについては、当該契約金額の10分の3以内の前払金を請求することができる。

なお、部分払いは行わないものとする。

#### 第4条 履行期限

本業務の履行期限は、令和7年3月14日（金）までとする。

#### 第5条 調査員

本業務については、総括調査員、調査員を置くこととし、その職・氏名等については、別途通知する。

#### 第6条 訂正・補足

成果品納入後において、受託者（以下、乙）の責めに帰すべき誤りが発見されて、鹿児島県（以下、甲）がこの修正を要求した場合には、乙が乙の負担において速やかに訂正しなければならない。

#### 第7条 その他

既存の成果品等は必要に応じて甲から乙に貸与する。

## 第 2 章 業務内容

### 第 8 条 業務目的

霧島山（新燃岳）において、噴火によって生産された火山灰が新燃岳周辺斜面に堆積している状況であり、今後の降雨状況によっては土石流発生危険性が高まる状況にある。

このようなことから、本県では緊急ソフト対策として、土砂移動の監視システム（雨量計、監視カメラ、ワイヤセンサ、振動センサ等）の整備や緊急ハード対策としてコンクリートブロックの備蓄等を進めてきたところであり、今後、対策の実効性を高めるためには、ソフト対策と緊密に連携し、かつ緊急ハード対策箇所の現地条件等を反映した詳細な計画を準備しておくことが必要となる。

本業務は、このような状況を踏まえ、本県が実施する予定の対策箇所について、今後の対策実施に向けた基礎資料を得ることを目的とする。

### 第 9 条 業務範囲

検討範囲は、別紙図のとおりとする。（霧島川水系、中津川水系・小谷川水系の土石流危険渓流）

### 第 10 条 業務内容

#### ア 計画準備

業務を円滑かつ確実に遂行するため、本業務内容を十分に把握した上で、実施方針、工程計画、執行体制、打合せ計画等を検討し、業務計画書を作成する。

#### イ 資料収集・整理

既存資料、既往の類似調査に関する報告書等の収集および整理、とりまとめを行うものとする。

※ 平成 29 年度業務（火山砂防業務委託（霧島山工区））において、実現可能な除石・緊急減災対策と、実施のタイミング等について検討した成果品あり。

#### ウ 現地踏査

対象とする渓流ごとに、実施する業務の内容の把握・業務の実施方針の確立を目的として現地踏査を実施する。

※ 平成 29 年度業務において、中津川、小谷川の土石流危険渓流および霧島川本川にある既存砂防施設について現地調査を実施しており、確認項目は、施設諸元、周辺状況、施設の破損状況、堆砂状況（堆砂勾配、粒径、流木の量）等である。

#### エ 緊急ソフト対策に関する検討

- ① 既設施設（監視カメラ）の監視観測体制強化のための過去データの検証及び今後の配置計画の検討（緊急ハード対策に資する監視体制の構築）
- ② 既存ワイヤーセンサを活用するための過去データの検証及び設置計画の検討（設置高の変更を含む）

## オ 緊急ハード対策に関する検討

## ① 施設配置方針の検討

地形、地質、土地利用、既存施設、流出土砂量、保全施設等の特徴を整理した上で、施設配置を計画する。

## ② 工種の計画

想定される規模・現象及び資材の備蓄可能場所と備蓄可能数量に配慮した工種選定を行い、対策施設の位置、必要高さ、必要範囲等の設定を検討する。

砂防堰堤については、流出土砂量を捕捉するために必要な容量を備えた施設とする。

導流工については、土石流ピーク流量を流下可能な施設を計画する。

## ③ 構造・工法の検討

対策施設を施工するに当たり、備蓄ブロックや大型土嚢等の構造について、汎用性やコスト等を比較検討し、施工方法も考慮した上で、最適な工法を選定する。

なお、状況の変化に対応できるよう嵩上げなどによる機能の強化が可能な構造も考慮する。

## ④ 施工優先度の検討

想定される土砂移動現象・規模の発生頻度、対策実施による被害の軽減効果、施工期間、現場へのアクセス（備蓄ヤードからの運搬ルート等）、保全される対象の重要度、社会条件などを考慮して施工優先度を検討する。

## ⑤ 個別施工計画の作成

緊急ハード対策実施施設の配置計画に基づき、対象溪流について、個別の施工計画を検討する。使用する地形図等については、既存資料及び現地調査等の結果をもとに以下の項目について検討を行う。

ア 資材搬入路の計画

イ 使用する重機の計画

ウ 施工に要する時間の検討

エ 転流計画

オ 残土処理

カ 安全管理計画

## ⑥ 計画図面等の作成

計画した施設について、施工計画を含めた計画図面の作成を行い、合わせて概算数量と工事費の算出を行う。

ア 計画図面作成

計画した施設について、概略の平面図、構造図、縦断図、施工計画図を作成する。また、対策位置（作業ヤード含む）の土地所有者・管理者の確認を行う。

イ 概算数量、工事費の算出

作成した計画図面をもとに、借地面積、使用ブロック個数、大型土嚢個数、土工数量、資材搬入路、仮排水路・締切工の概略数量と概算工事費の算出を行う。

カ 施設効果の確認

計画した施設の効果について検証を行う。（緊急ソフト対策および緊急ハード対策）

キ 照査

本業務のすべての内容について照査を行うものとする。

ク 報告書作成

以上の検討結果を簡潔にとりまとめ、報告書を作成する。

ケ 打合せ協議

打合せ協議は業務着手時、中間時、終了時（報告書原稿案作成時）の3回以上実施する。

コ 成果品

以下のとおり提出する。

- (1) 業務報告書(A4版ドッジファイル) 2部(概要版も含む)
- (2) A3二つ折り製本 2部(砂防課用, 始良・伊佐地域振興局用)
- (3) 業務報告書電子データ(CD-RまたはDVD-R) 2枚(正・副)
- (4) その他監督職員が指示するもの

サ 資料の貸与

本業務に必要な関連資料については、発注者より貸与する。

### 第3章 その他

#### 第11条 疑義

本業務内容に疑義が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。

#### 第12条 秘密の保持義務

受託者は、業務上知り得た業務内容及びその成果を、発注者の承認を得ずに第三者に知らしめてはならない。

#### 第13条 旅費

本業務における旅費は、現地に最も近い本支店や営業所等が鹿児島市に所在するものとして算出する予定である。

鹿児島市に、本支店や営業所等が所在しない者が受注した場合、調査職員と協議のうえ、必要な区間の旅費について変更の対象とする。

#### 第 1 4 条 電子成果品の作成

- (1) 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン（令和 5 年 3 月）：（以下、「ガイドライン」という。）」に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。
- (2) ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は電子媒体（CD-R）で正本 1 部、副本 1 部の計 2 部提出する。電子化しない成果品については従来どおりの取扱とする。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定するものとする。
- (3) 電子成果品を提出する際は、鹿児島県の公開する電子納品チェックソフトによるチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で提出すること。

#### 第 1 5 条 再委託

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

#### 第 1 6 条 技術提案書

特定された技術提案書の内容については、業務に適切に反映するものとする。また、技術提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は、業務成績評定を減ずるなどの措置を行う。